

岡山県認知症介護基礎研修事業実施機関指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。)別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に規定する認知症介護基礎研修の実施主体として知事が指定する法人(以下「研修実施機関」という。)の指定等について、必要な事項を定めるものである。

(研修内容等)

第2条 認知症介護基礎研修の内容は、局長通知及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。)に定めるものとする。

また、研修対象者は、県内(岡山市を除く。)の介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者とする。

(指定の申請)

第3条 指定を受けようとする者は、研修開始予定日の2か月前までに、指定申請書(様式第1号)及び添付書類を知事に提出するものとする。

(指定の要件)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、局長通知および課長通知に定めるもののほか、次の要件をすべて満たす場合に、指定することができる。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 研修を毎年度継続的に実施する能力があること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分されており、会計帳簿、決算書類等が整備され、適正な経理処理を行うことができる体制を整備していること。
- (4) 事業運営上知り得た研修受講者に係る個人情報の保護について、職員及び職員であった者に対して十分な措置がなされていること。
- (5) 指定を受けようとする法人又はその代表者が、本県において研修実施機関の指定の取消処分を受けていないこと。また、取消処分を受けた日の翌日から起算して5年間を経過していること。
- (6) 指定を受けようとする法人の役員が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 条）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 研修は、eラーニング形式により行うものとし、研修実施機関が運用管理する eラーニングシステムを使用すること。
- (8) 受講者を特定するため、個人 ID 及びパスワードの発行等の本人確認機能を有すること。
- (9) 不正受講を防止するため、講義動画の視聴記録の管理や早回し制限機能等を有すること。
- (10) 研修カリキュラムは、課長通知に基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとする。また、研修教材は、研修実施機関が独自に開発したものであること。
- (11) 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。

(指定の決定)

- 第 5 条 知事は、第 3 条に規定する指定の申請があったときは、前条各号の要件（以下「指定要件」という。）に基づき審査を行うものとする。
- 2 知事は、申請内容が指定要件を満たすと認められる場合は、研修実施機関としての指定を行い、様式第 5 号により申請者に対し通知する。
- 3 知事は指定を行ったときは、次の項目について公表する。
- (1) 研修実施機関の名称及び所在地
 - (2) 指定年月日
 - (3) 実施する研修事業の名称
- 4 知事は、指定をしない決定をしたときは、申請者に対し、理由を付して通知する。

(指定内容の変更)

- 第 6 条 研修実施機関は、第 3 条の規定により知事に提出した申請書の内容に変更が生じるときには、事前に知事に変更承認申請書（様式第 6 号）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、研修実施機関に関する次の事項を変更するときは、知事に変更届（様式第 7 号）を提出することでこれに代えることができる。
- (1) 研修実施機関の名称
 - (2) 研修実施機関の所在地

- (3) 代表者の氏名及び職名
- (4) 定款その他の基本約款

(研修計画書の提出)

第7条 研修実施機関は、その年度における研修開始予定日の1か月前までに、様式第8号より事業計画書及びそれに係る添付書類を知事に提出するものとする。

(事業計画変更の届出)

第8条 研修実施機関は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、変更する研修を実施する20日前までに、事業計画変更届出書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(事業の廃止)

第9条 研修実施機関が、次年度において事業を実施しないこととしたときは、当該事業を実施しないこととした年度の前年度の9月末日までに事業廃止承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、承認を得るものとする。ただし、原則として、年度途中での事業廃止は認めない。

2 知事は、前項の承認を行ったときは、次の項目について公表する。

- (1) 研修実施機関の名称及び所在地
- (2) 廃止年月日
- (3) 廃止する研修事業の名称

(調査及び指示)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関に対し必要な事項の報告及び資料の提出を求め、当該事業の実施状況及び当該事業に関する書類や設備、教材等を実地にて調査することができる。

2 知事は、研修実施機関に対し、研修の実施に関する内容の変更その他必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第11条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する指定要件を満たさなくなったとき
- (2) 不正の手段により指定を受けたとき
- (3) 故意に虚偽の内容を報告したとき
- (4) 研修の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき
- (5) 前条に定める調査・指示に従わないとき

(6) 研修実施機関としてふさわしくない行為があったと認められるとき
2 県は、前項により指定を取り消したときは、次の項目について公表する。

- (1) 研修実施機関の名称及び所在地
- (2) 取消しを決定した年月日
- (3) 取消しをした研修事業の名称

(聴聞の機会)

第12条 知事は前条の規定により指定の取消しを行う場合においては、研修実施機関に対して聴聞を行うものとする。

(修了の認定および修了証書の交付)

第13条 研修実施機関は、研修の全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定するものとする。

2 研修実施機関は、前項に規定する研修修了者に対し、修了証書(様式第11号)を交付するものとする。

(修了者名簿)

第14条 研修実施機関は、研修修了者について、修了証書番号(受講者ID)、修了年月日、氏名、生年月日その他必要事項を記載した名簿(様式第12号、以下「修了者名簿」という。)を作成し、適正な方法をもって管理しなければならない。

2 研修実施機関は、修了証書の再発行または、修了したことの証明に対応できるようにしておかなければならない。

3 知事は、研修実施機関が、法人の解散等により、前項に規定する再発行等を行えなくなると認められるときは、当該研修実施機関が実施した研修に係る前条に規定する研修修了者からの申請に対し、研修が修了したことを証明することができる。

(実績報告書等の提出)

第15条 研修実施機関は、第7条の規定により提出した研修計画が終了したときは、研修事業終了後1か月以内に事業報告書(様式第13号)及び修了者名簿(別に定める電子媒体を含む)を知事に提出するものとする。

(関係書類の保管)

第16条 研修実施機関は、事業の実施に係る関係書類を備え、これを事業の終了する年度の最後の日から5年間は保存するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 研修実施機関は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報の保護について、十分に留意しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 0 日から施行する。